

長野県住生活基本計画（素案）に対する地方事務所からの意見と対応

資料 2 - 2

平成28年10月20日
建設部建築住宅課

No.	該当箇所	素案 ページ	案 ページ	地方事務所からの意見等	考え方（対応等）
1	第3章 2 基本的な視点	13	13	「増加する高齢者世帯等、住宅確保要配慮者のための住宅セーフティネット…」の記述を読むと住宅確保要配慮者は単純に増加すると捉えられるが、本計画を具体化している「県営住宅プラン2016」では、要配慮者を受け入れるべき公営住宅を縮減する計画となっており、何らかの説明が必要と考える。	住宅確保要配慮者全体ではなく、高齢者世帯の増加に係る記述であることから、「・増加している高齢者世帯に対応した住宅セーフティネット機能の強化が求められています。」に修正します。
2	第4章 目標1 地域の資源を活かした環境にやさしい住まいづくり	15	15	県産木材を活用した住宅の建設に係る各種支援制度の実施の状況について、「信州健康エコ住宅（平成28年度(2016年度)～）」を入れてはどうか。	ご意見のとおり追加します。
3	第4章 目標1 地域の資源を活かした環境にやさしい住まいづくり	17	18	「自然エネルギー」と「再生可能エネルギー」を使い分けているが、(2)では「自然エネルギー（再生可能エネルギー）」と（ ）書きとなっているため分かりづらい。	自然エネルギーのみの記載に統一します。
4	第4章 目標1 地域の資源を活かした環境にやさしい住まいづくり	17～18	18	17ページで「高性能省エネルギー住宅について、普及の促進に向けて検討を進めます」となっているが、18ページでは「普及を促進」となっているので、「普及を促進します」としてはどうか。	ご意見のとおり修正します。
5	第4章 目標1 地域の資源を活かした環境にやさしい住まいづくり	18	18	3「環境と共生する住まいづくり」の「(1) 住宅の環境性能が適正に評価される仕組みの普及の促進」→「～仕組みの普及」としてはどうか。	評価制度等の仕組みの普及を進めるとの意味合いから「普及の促進」としています。
6	第4章 目標2 災害に強く快適で健康な住まいづくり	21	21	(1)「耐震化の促進」の4番目の○印について、「～事業者等の情報提供や木造住宅耐震診断士の養成など」→「～情報提供、木造住宅～」としてはどうか。	ご意見のとおり修正します。

No.	該当箇所	素案 ページ	案 ページ	地方事務所からの意見等	考え方（対応等）
7	第4章 目標2 災害に強く快適で健康な住まいづくり	21	21	(2)の災害発生危険区域内における開発行為の制限は、必要に応じて行うものではないため、災害発生の危険が高いのであれば、制限すべきではないか。（がけ地、土石流など）	ご指摘を踏まえ、「必要に応じて法令等に基づく制限を行います。」から「法令等に基づく制限を的確に運用します。」に修正します。
8	第4章 目標2 災害に強く快適で健康な住まいづくり	21	21	(3)「雪に強い住まいの普及の促進」について、克雪住宅に対する補助金は、今後も継続されるのか。	住宅所有者への補助事業を実施する市町村への県からの補助金「克雪住宅普及促進事業補助金」は、平成30年度までの実施を予定しています。
9	第4章 目標2 災害に強く快適で健康な住まいづくり	21	22	(4)「密集市街地の防災性の改善」の1番目の○印について、「建築物と道路の一体的な整備」は、広場整備も想定されることから、「道路等」としてはどうか。	ご意見を踏まえ、「建築物と道路の一体的な整備」から「建築物と道路、公園等の一体的な整備」に修正します。
10	第4章 目標2 災害に強く快適で健康な住まいづくり	21	22	(5)「建築規制の適確な運用と適切な維持保全の指導、啓発」の「採光性の確保」→「採光の確保」としてはどうか。	建築物の基本的な性能を示すものとして、従来と同様に「採光性」としてしています。
11	第4章 目標3 誰もが安心して暮らせる住まいの提供	25	25	被災建築物応急危険度判定士は、「大規模災害」発生時でなく、「地震」発生時に特定してはどうか。	被災建築物応急危険度判定は地震時における対応が基本となりますが、平成26年に発生した土石流災害において、そのノウハウを活用して被災建築物の危険度調査を実施した経験や、地震以外でも想定される被災宅地の危険度判定を踏まえて「大規模災害発生時」としてしています。
12	第4章 目標4 地域の特性に応じた活力あるまち・むらづくり	27	27	景観育成住民協定グラフの右下の資料名は「建設部まとめ」が正しいのではないか。	ご指摘のとおりです。
13	第4章 目標5 地域の住まいを支える住生活産業の成長・発展	31	31	リフォームでイメージする工事は、設備機器の入替のみや浴室のユニットバス化から、断熱化工事を伴う外壁改修まで範囲が広いとため、「リフォーム実施率」の対象となるリフォーム工事の説明を追加してはどうか。	「リフォーム実施率」は住宅・土地統計調査等に基づきますが、大規模な増改築工事から小規模な修繕工事まで網羅して対象としていることから、範囲を限定する記載をしていません。
14	(概要版) 住宅施策を取り巻く現状と課題	—	—	「◇「信州らしい住まい」への共通イメージ」が、本文の「目標5 地域の住まいを支える住生活産業の成長・発展」(P30～31)のどの部分に該当するか不明。 上記のテーマは、別枠で表記してはどうか。	ご指摘を踏まえ、概要版「住宅施策を取り巻く現状と課題」の右下「地域の住まいを支える住生活産業の成長・発展」に、本文の該当ページ「P. 11」を併記します。